

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業 実施方針

平成 17 年 2 月

大阪市都市環境局

目次

- 1 特定事業の選定に関する事項
 - (1) 事業の内容
 - (2) 特定事業の選定及び公表に関する事項.
- 2 事業者の募集及び選定に関する事項
 - (1) 募集及び選定の方針
 - (2) 募集及び選定の日程(予定)
 - (3) 応募者の構成等
 - (4) 提案者の審査及び事業者の選定.
 - (5) 実施方針への質問又は意見の受付及び回答
- 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.
 - (1) 責任分担の考え方.
 - (2) 想定されるリスクと責任の分担
 - (3) 市に提供されるサービスの水準
 - (4) 公共施設の管理者による支払に関する事項等
 - (5) 事業者の責任の履行に関する事項
 - (6) 市による事業の実施状況の監視
- 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
 - (1) 施設の立地条件
- 5 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 6 事業の継続が困難となった場合の措置
 - (1) 事業者に債務不履行の懸念が生じた場合
 - (2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置
 - (3) 融資機関(融資団)と市との協議
- 7 法律上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.
 - (1) 議会の議決
 - (2) 情報公開及び情報提供
 - (3) 入札に伴う費用負担
 - (4) 実施方針に関する問い合わせ先
 - (5) 本事業に関わるアドバイザー

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業の内容

事業名

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業

対象となる公共施設等

大阪市津守下水処理場

公共施設等の管理者等の名称

大阪市長 關 淳一

事業の背景と目的

大阪市（以下「市」という。）の津守下水処理場は、本市で最も早い時期に建設された下水処理場で、昭和 15 年 4 月に通水した。処理区域は、浪速区の全域と中央区、西区、西成区の大部分および北区、天王寺区、阿倍野区の一部で、その面積は 1,962ha に及んでおり、汚泥処理については、隣接する千島、市岡下水処理場で発生する汚泥についても、本処理場にて、一括して処理している。

市では、汚泥処理の過程に嫌気性消化法を採用しており、その過程で発生する消化ガスを有効利用することとしている。

本処理場においても、消化ガスを焼却設備の補助燃料等に利用してきたが、焼却施設が他の汚泥処理施設に集約、更新されたため、消化ガスを他の方法で利用することが求められている。

そこで、市は、消化ガスを利用するため、経済性と環境面を重視し、消化ガス発電を行うこととし、本事業には、民間の持つ資金、経営能力及び技術的なノウハウ等を活用し、設計、施工、維持管理及び運営のコストの低減を図るため P F I 事業手法の適用を検討している。

市では、この事業の主旨、条件を十分理解した上で事業者の自由な提案を期待するものである。

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業の目的は次のとおりである。

- ア 消化ガス発電設備（以下「発電設備」という。）を整備し、津守下水処理場のエネルギーコストを削減する。
- イ 消化ガスを有効利用することにより、化石燃料の使用を減らし環境負荷を軽減する。

事業内容

ア 事業者が行う業務の範囲及び事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）に基づき、津守下水処理場内に事業者が発電設備等を整備した後、市に所有権を

移転し、事業期間中における発電設備等を設置する建築設備を含めた消化ガス発電設備全体の維持管理及び運営を遂行する方式（BTO方式）により実施する。

事業者の業務の対象となる範囲は、以下の通りである。

（ア）発電設備の設計、施工、維持管理及び運営

事業者は、ウ（ア）「電力の供給能力」を満たす発電設備を設計、施工する。事業者は、当該発電設備を、その責任と費用負担において維持管理及び運営を行い、市に電力及び温水を供給する。市は、カ「事業者の収入」に定める規定により、これらのサービスに対価を支払う。

（イ）消化ガスを活用した電力・熱供給

事業者は、市から、脱硫、除湿¹処理後の消化ガスを受け取り、発電に用いることによって処理場に電力を供給する。さらに発電に伴い発生する熱を温水として消化槽加温設備に供給する。

発電には、ウ（エ）「消化ガス使用量」に定める使用量以上の消化ガスを使用する。発電に利用しない余剰の消化ガスは、市が処理する。

1 脱硫、除湿設備は予備を設置しないため、点検等により停止することがある。

（ウ）発電設備等を設置する建築物の維持管理

事業者は、市が指定する建設用地に発電設備等を設置する建築物を、以下の条件を満たすように設計、施工し、維持管理を行う。

a 準拠基準

建築基準法及びその他関連する法規等

b 構造体の耐震安全性の保有すべき性能

大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるものの、倒壊、部分的倒壊などの大きな損傷は発生せず、著しい耐力低下を招くことがない構造体とし、人命の安全確保が図られるものであること。

詳細については添付資料 1 を参照すること。

イ 施設整備の範囲

施設整備の主要範囲は次のとおりとする。詳細については添付資料 2 を参照すること。

- （ア）消化ガス発電設備に関わる機械設備および電気設備
- （イ）消化ガス供給配管以降、消化ガス発電設備までの必要な設備
- （ウ）消化ガス発電設備から消化槽加温用に必要な温水供給設備
- （エ）温水機（加温のバックアップ用等、 も参照。）
- （オ）建築物

- (カ) 建築設備（換気、照明、消火設備）
- (キ) 監視設備
- (ク) その他事業者が必要と判断する以下のような設備
 - ・ 除湿装置²
 - ・ シロキサン除去装置
 - ・ 下水処理水の引き込み

2 市は、配管等の結露・腐食防止のため除湿装置を設置する。この除湿装置仕様で、事業者が必要とするレベルに不足する場合は、事業者が新たに除湿装置を設置する。

ウ 事業規模

この事業に関する設備の能力その他事業規模は、次のとおりとする。

(ア) 電力の供給能力

事業者は、市が規定する使用可能量以上の消化ガスに見合った設備を整備し、維持管理及び運営を行う。発電電力の供給範囲は、下水処理場全体とする。

a. 下水処理場全体の最大電力需要：6,540kWh

詳細については添付資料 3 を参照すること。

上記に示した範囲内で、都市ガス等を利用して、発電量を増やすことも可能とする。

(イ) 温水の供給能力

消化槽加温は、本事業による温水と消化污泥が保有する熱エネルギーを利用して熱交換器³により行う。事業者は、下水処理場の熱量需要に応じ、次のとおりの温水を供給するものとする。

a. 消化槽加温必要熱量：(最大時) 約 8,700MJ/時

b. 供給水量：約 2.0m³/分以上

詳細については添付資料 4 を参照すること。

³ 污泥・污泥熱交換器は予備機を設置しないため、点検等により必要熱量が不足する場合はバックアップ用温水機を稼働させ供給すること。

(ウ) 消化ガスの供給

市が供給できる消化ガス量は平均して約 19,000Nm³/日、年間約 700 万 Nm³ とする。

詳細については添付資料 5 を参照すること。

また、ガス貯留可能量等については以下の通りである。

a 消化ガスタンク⁴容量

No1 消化ガスタンク 2,000m³ × 1 基 (作動圧力 2.45Kpa)

No2 消化ガスタンク 4,000m³ × 1 基 (作動圧力 1.96Kpa)

総有効容量 5,500m³

4 消化ガスタンクは、点検等により 1 基停止することがある。

(エ) 消化ガス使用量

事業者は、市が規定する使用量以上の消化ガスに対し、発電及び発熱に利用できる設備を設置すること。また、定期点検などのやむを得ない場合に限り、余剰の消化ガスは、市が処理する。

a.市が規定する使用量：700Nm³ / 時

b.余剰ガス燃焼装置の仕様 処理ガス量：500Nm³/時 × 2 基

エ 市と電気事業者の契約及び電気料金の支払いに関する条件

市は、事業者の提案に基づき、以下の契約を電気事業者と締結する。電気料金の計算方法については、募集要項で提示する。

(ア) 常時供給電力契約及び予備線契約電力：

常時供給電力契約及び予備線契約電力については、市が事業者の提案を踏まえ、電気事業者との現行契約を変更する。この契約に基づき、市は、電気事業者に、電力を購入する対価を支払う。市が電気事業者から購入する電力の料金体系は、市と電気事業者の間で決定する。

(イ) 自家発補給電力の締結：

市が事業者の提案を踏まえ、電気事業者と自家発補給電力契約を締結する。自家発補給電力契約の基本料金は、事業期間中にわたって事業者が負担する。料金の算定に当たっては、事業者の提案する料金体系を事業期間全てにわたって適用する。

契約及び電気料金の支払いに関する条件

	料金	費用負担
(1) 常時供給電力	基本料金 従量料金	市
(2) 自家発補給電力	基本料金 従量料金	事業者(電気事業者への支払いは市が行う。)

オ ユーティリティ

ユーティリティに関する考え方は次のとおりである。

(ア) 電気

事業者が電力を必要とする場合は、使用量に応じて事業者の負担とする。料金の算定には、市が電気事業者に支払う金額に基づく従量料金単価を適用する。

(イ) 上水・下水

本事業で事業者が使用する上水・下水は、事業者の責任と負担において契約し、利用する。

(ウ) 電話

本事業で事業者が使用する電話は、事業者の責任と負担において設置、使用する。

(エ) 下水処理水

事業者は、下水処理場で処理された処理水をその提案に従って無償で利用することができる。

(オ) 補助燃料

事業者は、温水供給に補助燃料が必要となる場合には、事業者の責任と負担において設置使用する。

カ 事業者の収入

市は、事業者に対して、電力供給及び温水供給に対するサービス対価を支払う。

電力供給に対するサービス対価は、基本料金と供給した電力量によって変動する従量料金から構成される。

温水供給に対するサービス対価は、基本料金のみとする。

また、本事業は下水道事業に係る国庫負担・補助事業を予定している。このため設備の建設・整備に係る国庫負担・補助金が市に交付（従来の類似事業では 55%程度の補助率であるが、補助対象範囲は国との協議により補助申請時に決まる。）される場合は、建設・整備費のうち国庫補助対象となる経費については、所有権移転後に支払う予定である。

なお、具体的な内容は募集要項において公表する。

事業期間（予定）

事業期間は平成 18 年度から平成 38 年度とし、施設の維持管理及び運営は、平成 19 年度より 20 年間とする。

事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下の通りである。

(ア) 実施方針の公表	平成 17 年 2 月
(イ) 特定事業の選定、公表	平成 17 年 4 月
(ウ) 募集要項の公表	平成 17 年 6 月
(エ) 優先交渉権者の選定	平成 17 年 10 月
(オ) 事業契約締結	平成 18 年度

(カ) 着工	平成 18 年度
(キ) 全面供用開始	平成 19 年度
	(但し、温水の供用開始は、平成 19 年 4 月 1 日より行う。)
(ク) 事業終了	平成 39 年 3 月

遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たって事業者が遵守すべき法令等は次のとおりである。

- ・ 電気事業法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 建設リサイクル法
- ・ 大阪市建築基準条例
- ・ 大阪市火災予防条例
- ・ 大阪市環境基本条例
- ・ 大阪府生活環境の保全に関する条例
- ・ 大阪市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例
- ・ グリーン購入法
- ・ 大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要綱
- ・ 系統連系技術要件ガイドライン
- ・ その他関連する法令（府条例、指導要綱）等

(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業の選定及び公表にあたっては、次の点に留意して行う。

特定事業の選定基準

市は PFI 法等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、下記に述べる判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施したときと比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に本事業を特定事業に選定する。

- ア 事業期間を通じた市の財政負担の軽減を期待できること。
- イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待できること。

選定の手順

特定事業の選定を行った時は、その判断の結果及び評価の内容を速やかに公表する。なお、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

公表の方法

公表の方法は、ホームページ等を用いて公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定の方針

本事業は、事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が、技術的観点から市が定める基準等を満足することが見込める応募提案内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。なお、プロポーザルの対象等詳細は、募集要項で公表するものとする。

(2) 募集及び選定の日程(予定)

平成 17 年 2 月	実施方針の公表
平成 17 年 2 月 ~ 平成 17 年 3 月	実施方針への質問及び意見受付
平成 17 年 4 月	実施方針への質問及び意見への回答公表
平成 17 年 4 月	特定事業の選定、公表
平成 17 年 6 月	募集要項の公表 現場説明会の実施 募集要項への質問受付 参加表明受付
平成 17 年 7 月	資格確認申請書受付 募集要項への質問への回答公表
平成 17 年 9 月	提案受付
平成 17 年 10 月	優先交渉権者の選定

(3) 応募者の構成等

プロポーザルに参加する事業者（以下「応募者」という。）は、本事業を実施する単独企業又は企業グループであって、規定の資格要件を全て満たすことが必要である。また、企業グループで応募する場合は、代表企業を定めるものとする。

応募者は、事業契約締結までに本事業を実施する特別会社（以下「SPC」という。）を商法が規定する株式会社として設立するものとする。グループで応募した場合、代表企業はSPCの筆頭株主になるものとし、更に、代表企業を含む応募者でSPCの過半数の株式を保持しなければならない。

SPCは一部の業務を応募企業又は応募グループ以外の企業に委託することも可能とするが、委託する場合には当該業務を実施させる事業者を協力会社（以下「協力会社」という。）とし、参加表明書において協力会社を明記すること。また、参加表明書を提出した応募グループの構成員及び協力会社の変更は、資格確認申請書受付までとし、それ以降の変更は原則的に認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。

なお、同一応募者が複数の提案を行うこと、及び複数の企業グループを構成することは禁止される。

(4) 提案者の審査及び事業者の選定

大阪市 PFI 事業審査会の設置と選定

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者等で構成される審査会において行うものとする。市は、審査結果に基づき優先交渉権者を選定する。

市は、優先交渉権者と事業契約の内容に関する協議を行い、協議が成立した場合には当該優先交渉権者を本事業の事業者として決定する。

なお、協議が成立しない場合には、優先交渉権者以外の応募者あるいは応募グループと協議を行うこともある。

審査会は以下の委員で構成される。

常任委員

	氏名	所属等
委員長	林 宣嗣	関西学院大学経済学部教授（公共経済学）
副委員長	横井 康	公認会計士
委員	徳矢 典子	弁護士
委員	杉本 佳英	大阪市財政局契約監理部長
委員	畠山 庄司	大阪市計画調整局地域計画担当部長

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業・特定委員

	委員名	所属等
特定委員	藤田 正憲	大阪大学大学院工学研究科教授（環境工学専攻・下水道分野）
特定委員	水野 稔	大阪大学大学院工学研究科教授（環境工学専攻・エネルギー学）
特定委員	山口 登	大阪市都市環境局下水道部長

審査内容

審査内容は、要求水準など、市の定める条件にすべて合致していることなど、業務遂行能力に関する審査及び価格による審査とする。

審査の流れは以下の通りである。

ア 資格審査

本事業を事業期間中安定的に遂行する応募者の能力の有無を判断する。

イ 一次審査（仮称）

資格審査を通過した応募者等を対象とし、以下に示す事項について審査する。

（ア）技術審査：要求水準を全て満たしているかどうか

(イ) 提案価格審査：予定価格を下回っているかどうか（もしくはVFMが達成されているかどうか）

(ウ) 事業計画提案審査：事業計画が適正かどうか

ウ 二次審査（仮称）

一次審査を通過した応募者等を対象とし、提案価格と環境の両面を評価する。

審査結果の公表

市は、審査会における審査及び選定の結果の概要をとりまとめて、市のホームページ等により速やかに公表する。

著作権等

ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。

なお、本件事業において公表及びその他市が必要と認めるときには、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(5) 実施方針への質問又は意見の受付及び回答

質問又は意見の受付

本実施方針等に関する質問又は意見の受付を下記のとおり行う。

申し込み期限	平成 17 年 2 月 28 日 (月) ～ 平成 17 年 3 月 18 日 (金) 17 時まで
受付方法	電子メールによる送信のみ受け付ける。
質問又は意見の様式	MS-Excel で作成した様式 1 の書式を用いて、E メールへの添付ファイルとして、下記アドレス宛送信すること。なお、E メール送信後、土曜・日曜を除く 24 時間以内に当該メール到着の確認のためのメールが返信されないときは、速やかに下記事務局宛連絡すること。 添付資料に対し、より詳細な資料の提示を希望する場合には、大阪市都市環境局下水道部工務課に取りに来ることを前提に提示する。なお、詳細な資料は添付資料 1,3,4,5 に対し準備している。
質問又は意見の送付先アドレス	tumoripfi@ii.city.osaka.jp
E メール到着確認に関する問い合わせ先	大阪市都市環境局下水道部工務課 電話 06 - 6615 - 7598

質問又は意見への回答

質問等に関する回答は、都市環境局のホームページ上で公表する。

公表日 (予定)	平成 17 年 4 月 8 日 (金)
ホームページアドレス (URL)	http://www.city.osaka.jp/toshikankyo/

なお、質問意見等を踏まえて実施方針の変更を行うことがある。実施方針の内容あるいはスケジュール等に変更が必要な場合には、実施方針の公表と同じ方法で速やかに公表する。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。消化ガス発電設備等の設計、施工、維持管理及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。

(2) 想定されるリスクと責任の分担

市と事業者のリスクは、別表1「リスク分担に関する基本的な考え方(案)」による。

なお、分担の詳細については募集要項及び契約書に規定する。

(3) 市に提供されるサービスの水準

事業者は、募集要項に規定する、消化ガス発電設備等の条件等を満足する設計、施工、維持管理及び運営を行うこととする。

市に提供されるサービスの水準として、実施設計図書の作成、それに基づく施工、維持管理及び運営に関する条項を募集要項に規定する。

(4) 公共施設の管理者による支払に関する事項等

市は、契約の条項に従い提供されるサービスの対価を支払う。また、サービスの対価に係るリスク分担及びペナルティの考え方を募集要項に提示する。

(5) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

(6) 市による事業の実施状況の監視

モニタリング

ア. 定期モニタリング

市は、事業者から提出される業務報告書を検討し、必要に応じて、施設巡回、業務監視を行うほか、事業者に対して説明を求めるものとする。

イ. 臨時モニタリング(随時、必要に応じて実施)

市は、必要に応じて、施設巡回、業務監視を行うほか、事業者に対して説明を求めるものとする。

ウ. 説明要求・立ち会い

市は、施設の維持管理及び運営業務について、維持管理及び運営期間中、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して説明を求め、又はその維持管理及び運営業務の実施状況を立会いのうえ確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき市に対

して最大限の協力を行うものとする。当該説明又は確認の結果、施設の維持管理及び運営業務の実施状況が、維持管理及び運営業務に関する要求水準書の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を指導するものとし、事業者は、業務報告書において当該指導に対する対応状況を市に対して報告しなければならない。

支払の減額等

事業者が実施する消化ガス発電設備等の設計、施工、維持管理及び運営について、契約で定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、サ - ビスに対する支払いの減額等を行うとともに、事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出及び実施を求める。

事業期間終了後の措置

事業期間終了後の消化ガス発電設備等の維持管理及び運営を継続して実施するか否かは、市と事業者の協議により決定する。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

所在地

大阪市西成区津守 2-7-13

面積

123,400 m² (参考値)

都市計画区域

工業地域及び準工業地域

5. 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合の措置

契約には、維持管理及び運営期間中に事業の継続が困難となった場合（事業者の経営の破綻、又はその懸念が生じた場合等）、責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。特に、事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は、事業者に一定の回復期間を与えて、事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。但し、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、市は、事業者との契約を解除し、施設の維持管理及び運営に係る新たな事業者を公募することを原則とする。事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

（1）事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

市は契約書の定めに従い事業者に修復勧告を行い、修復策の提出及び実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、契約書に規定する。

（2）その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

（3）融資機関（融資団）と市との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と市が直接協議を行い、協定を締結する。

7. 法律上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者にPFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けられるよう努める。

なお、本事業は国土交通省の国庫補助事業の対象施設であることを想定している、事業者は、市が本事業に係る補助金等を申請するにあたり、市が行う作業につき協力を行うものとする。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

本事業に関する予算措置として、債務負担行為を設定する手続きを進めるものとする。

(2) 情報公開及び情報提供

情報提供は、適宜、記者発表及びインターネット等を通じて行う。

(3) 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、全て応募者の負担とする。

(4) 実施方針に関する問い合わせ先

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

大阪市都市環境局下水道部工務課

電話 06 - 6615 - 7598

FAX 06 - 6615 - 7690

Eメール tumoripfi@ii.city.osaka.jp ホームページ <http://www.city.osaka.jp/toshikankyo/>

(5) 本事業に関わるアドバイザー

株式会社日本総合研究所

株式会社東京設計事務所

あさひ・狛法律事務所

リスク分担に関する基本的な考え方 (素案)

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		大阪市	事業者	
共通	入札説明書リスク	入札書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの		
	契約締結リスク	事業者との契約締結遅延や契約が結べない場合		
	応募リスク	応募に係わる費用に関するもの		
	法令変更又は許認可失効	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更又は事業者の責めによらない許認可の遅延及び失効に関するもの 上記以外の法令の変更又は許認可の失効によるもの		
	税制の変更	法人税など利益課税以外の現行税制の変更によるもの		
		上記以外の税制変更によるもの		
	市議会の議決	市議会の不採決によるもの		
	住民対応	本事業そのものに係わる住民等の反対運動、訴訟、要望等に関するもの		
		事業者による調査、施工、維持管理及び運営に係わる住民等の反対運動、訴訟、要望等に関するもの		
	環境問題	事業者による調査、施工、維持管理及び運営に係わる騒音、振動、光、臭気、排気等の環境保全に関するもの		
	第三者賠償	事業者による調査、施工、維持管理及び運営に関し第三者に及ぼした損害に関するもの		
	事業の中止、破綻あるいは延期	事業者の責めによる事業放棄、破綻、遅延、あるいは事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合 市の責めに帰すべき事業中止、遅延、債務不履行の場合		
	国庫補助金	国庫補助事業の適用が受けられなかったとき		
	不可抗力	不可抗力 (暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、騒乱、暴動その他の市または事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう)に伴う以下のリスク。 ・事業者の経費の増加又は収入の減少 ・市の経費の増加 ・完工遅延又は引渡遅延		
	資金調達	必要な資金の確保に関するもの		
		市の債務不履行によるもの		
保険	設備の設計、施工における履行保証保険及び維持管理、運営期間のリスクを保証する保険等によるもの			
安全管理	施工、維持管理及び運営における安全管理に関するもの			
調査・設計段階	契約内容及びその変更	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの		
		事業者の判断によるもの		
	測量調査の不備、過誤	市が行った測量調査等 (指定の建築設備の調査結果を含む)の不備、誤り等 (想定部分を除く)によるもの		
		事業者が行った測量調査等の不備、誤り等によるもの		
	設計の変更、遅延	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの		
		事業者の指示、判断の不備によるもの		
設計費の増大	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの			
	事業者の指示、判断の不備によるもの			
工程変更	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの			
	事業者の指示、判断の不備によるもの			

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			大阪市	事業者
施工 段階	工事遅延・未完工	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの		
		事業者の指示、判断の不備によるもの		
	施工管理	施工監理施工監理に関するもの		
	工事費の増大	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの		
		事業者の指示、判断の不備によるもの		
	条件不適合	設備の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない（施工不良を含む）もの		
	損害の発生	引き渡し前に工事目的物や材料及び他関連工事に起因して生じた損害に関するもの		
	瑕疵担保	本設備の瑕疵が見つかった場合（2年）		
物価上昇	インフレ・デフレ			
金利変動	借入金利の変動に伴うもの			
引渡	所有権の移転	移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		
維持 管理 及び 運営 段階	支払遅延・不払い	サービス対価の支払遅延及び不能によるもの		
	電力の供給停止、 供給能力の低下	市の責めに帰すべき事由による電力の供給停止または供給能力の低下に伴うもの		
		事業者の責めに帰すべき事由による電力の供給停止または規定水準以下の供給能力の低下に伴うもの		
	消化ガスの供給	市から事業者提供される消化ガスの質または量の変更による事業者の収入の減少又は経費の増加		1
	常時供給契約を 越える電気事業者 からの電力の 購入	事業者の責めに帰すべき事由による消化ガス発電機からの電力の供給停止または供給能力の低下に伴うもの		
		市の責めに帰すべき事由によるもの 下水処理場の電力需要が6,540kWを超えたことに伴うもの		
	条件不適合	設備の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない（施工不良を含む）もの		
	計画変更	市の責めに帰すべき事業内容、用途の変更、あるいは市の指示等による要求水準の変更に伴うもの		
	維持管理費の増大	市の責めに帰すべき事業内容、用途の変更、あるいは市の指示等による要求水準の変更に伴う維持管理の増大に関するもの		
		上記以外の要因によるもの維持管理の増大に関するもの（物価、金利変動によるものを除く）		
	施設の損傷	事業者の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷		
		市及び第三者の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷 劣化による損傷		
	修理費の増大	修理費が予想を上回った場合		
物価上昇	インフレ・デフレ		2	
金利変動	借入金利の変動に伴うもの		3	

= 主負担者 = 従負担者

1 やむを得ない事情により消化ガスの量が大幅に変動する場合のリスクは市が負うものとするが、経常的な季節変動ほか一定の範囲内での変動については、事業者に負担いただく方向で検討中である。

2 維持管理及び運営段階の物価変動のリスクは主に市が負うものとするが、一定範囲内あるいは一定期間内における物価変動のリスクは事業者に負担いただく方向で検討中である。

3 維持管理及び運営段階の金利変動のリスクは主に市が負うものとするが、見直しを行う一定期間内における金利変動のリスクは事業者に負担いただく方向で検討中である。

【参考】津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業 図面・データ等資料一覧表

資料番号	資料名
添付資料 1	建屋建設予定地
添付資料 2	施設整備範囲図
添付資料 3	電力需要
添付資料 4	温水供給能力
添付資料 5	消化ガス発生量

実施方針に関する質問・意見書

「大阪市都市環境局津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業」に関する実施方針について、次のとおり質問等がありますので提出します。

会社名	
所属	
担当者名	
所在地	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

記入上の注意

- ・ 同一内容の質問・意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問・意見として記入すること。
- ・ 質問・意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。

	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等
例	2	1	(1)		イ	(ア)	「実施方針 2 頁 1 (1) イ (ア)」の内容についての質問・意見がある場合には、左のように記入して下さい。
1							
2							
3							